

社会福祉法人あおい会 障害事業部

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人あおい会障害事業部は、利用児・者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用児・者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

第1条 感染対策に関する基本的考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることが出来るよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画(BCP)などのマニュアルおよび社会的規範を遵守するとともに、事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

第2条 感染対策のための委員会に関する基本方針

①感染対策委員会の設置

障害事業部(以下「事業所」)では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、感染対策委員会を設置する。

②目的

1. 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する
2. 決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる
3. 各事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる
4. 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う

③感染対策委員会の開催

委員会は委員長が招集し、概ね3か月に1回以上の定期会議、感染症が流行する時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催します。結果については、職員等に周知します。

④感染対策委員会の構成

- ・統括管理者
 - ・各拠点管理者
 - ・その他、看護師、委員会への出席が必要な者
- 以上を持って組織します。

第3条 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、事業所における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年2回以上の研修を行い、年2回以上の訓練を実施します。

また、新規採用者には、採用時に研修を行います。

第4条 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、医療関連感染および感染発生の状況の把握を行います。また、感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行います。発生時は委員長が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行います。その内容については、感染対策委員会で報告します。

第5条 感染発症時の対応に関する基本方針

感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努めます。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告します。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図り対応します。

①平常時の対策

1. 利用児・者の健康管理
2. 職員の健康管理
3. 事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
4. 支援にかかる感染対策（手洗い等の標準的な予防策）

②発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図ります。

1. 発生状況の把握
2. 生活空間・動線の区分け（ゾーニング）
2. 消毒・清掃
3. 濃厚接触者の特定・対応
4. 医療機関や保健所、行政関係機関との連携
 - イ）医療機関：村上記念病院 0897-56-2300
回生堂医院 0897-55-3101（協力医療機関）
あおのクリニック 0897-55-3101（協力医療機関）
 - ロ）保健所：東予保健所 0897-56-1300
 - ハ）西条市社会福祉課 0897-56-5151（代表） 0897-52-1214（直通）
 - ニ）愛媛県障がい福祉課 089-912-2420
5. 行政への報告

第6条 連絡体制

委員長を中心とした事業所内及び関連機関との連絡体制を整備します。

第7条 指針の改廃

本方針の改廃は、障害事業部運営会議で協議し、統括管理者の決裁をもって行うものとする。

〈附則〉

本方針は、令和4年11月11日から運用する。